

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	本事務は、高齢者の医療確保に関する法律および東京都後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理、被保険者証等の交付、医療給付に関する申請および届出受付、保険料の賦課並びに前記事務に付随する業務等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ・申請の受付 ・医療給付の支給 ・保険料の賦課
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	情報提供の根拠 (1) 番号法第9条第1項 別表85項 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 保険年金課 後期高齢者医療係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守し、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること等の対策を実施しているため、十分であるといえる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [○] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	全職員が情報セキュリティポリシーにかかる研修を受講し、特定個人情報の適切な取り扱いを習得し情報漏洩に対する危機意識を持った上で、マイナンバーが記載された書類の施錠保管をはじめとした実務に反映した運用をしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	保険年金課長 檜島 章夫	保険年金課長 森田 利寿	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の17,22,27,43,62,80,81,82,93,109項	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 17,22,27,43,62,80,81,82,93,109項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 12の3,15,20,25の2,33,43,43の2,46,55の2	事後	
平成30年4月1日	②事務の内容	本事務は、高齢者の医療確保に関する法律および東京都後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理、被保険者証等の交付、医療給付に関する申請および届出受付、保険料の賦課・収納管理並びに前記事務に付随する業務等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ・申請の受付 ・医療給付の支給 ・保険料の賦課、徴収および収納管理	本事務は、高齢者の医療確保に関する法律および東京都後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理、被保険者証等の交付、医療給付に関する申請および届出受付、保険料の賦課並びに前記事務に付随する業務等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ・申請の受付 ・医療給付の支給 ・保険料の賦課	事後	
平成30年4月1日	③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム	後期高齢者医療システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム	事後	
平成30年9月6日	②所属長	保険年金課長 森田 利寿	保険年金課長	事後	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年12月1日	事後	
令和6年11月1日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和元年12月1日	令和6年11月1日	事後	
令和6年12月24日	②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59項	情報提供の根拠 (1)番号法第9条第1項 別表85項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条	事後	